**22**

令和7年度

保育補助者雇上費貸付申請者募集要項

**１　募集期間**

**第１期　令和7年６月2日（月）～ 令和7年6月30日（月）【必着】**

令和7年１月から６月までに、新たに保育補助者の雇上げを行った事業所等

**第２期令和7年12月1日（月）～ 令和8年１月13日（火）【必着】**

令和7年7月から12月までに、新たに保育補助者の雇上げを行った事業所等

**２　貸付対象者**

令和7年１月１日から令和7年12月31日までに、新たに保育補助者を雇上げる、次の（１）から（４）のいずれかに該当する茨城県内の施設又は事業者（以下「事業者等」）

　ただし、当該貸付金を借受中の場合は重複して申請できません。

（１）保育所及び幼保連携型認定こども園（児童福祉法第7条）

（地方公共団体が運営するものを除く）

（２）小規模保育事業者（児童福祉法第６条の３第10項）

（３）事業所内保育事業者（児童福祉法第６条の３第12項）

（４）企業主導型保育事業者（子ども・子育て支援法第59条の２第１項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第２の１）

※貸付に当たっては、子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の事業により、その雇上に係る経費が交付される者の雇上げに係る費用を除きます。

**＜保育補助者の要件＞**

**保育に関する40時間以上の実習を受けた者、又はこれと同等の知識**

**及び技能があると認められる者です。**

**１日６時間以上かつ月15日以上勤務してください。**

・子育て支援員研修など、行政機関、社会福祉協議会、関係団体等が実施している保育に関する研修を受講している者

・保育所又は認定こども園で保育補助業務に従事したことがある者（ＯＪＴ期間として概ね３か月以上）

※「保育に関する40時間以上の実習」は、貸付を受けようとする保育所等へ勤務開始後、受講することとしても差し支えありません。（実習の内容は、保育所の役割、子どもの発達、保育の基本等）

**３　貸付額**

**年額2,953,000円以内（無利子）**

（保育補助者に係る給与、諸手当、福利厚生費、社会保険料事業者負担分等）

※令和7年４月１日における常勤の保育士に占める未就学児を持つ保育士の割合が２割以上の保育所等において、貸付により新たに保育補助者を２人以上雇上げる場合、年額2,215,000円を上限に加算できます。

**４　貸付期間**

保育補助者が保育所等に勤務する期間

ただし、**勤務開始した日から３年間以内**

**５　連帯保証人**

連帯保証人１名が必要です。

**＜連帯保証人の要件＞**

日本国内に居住する日本国籍を有する者又は永住者若しくは特別永住者で、独立した生計を営む成年等

　※市町村県民税非課税の方、債務整理中（自己破産等）の方などは、連帯保証人になることはできません。

**６　申請手続き**

下表の１～９の申請書類等を、茨城県社会福祉協議会へ提出してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 提出書類 | 様式等 | 留意事項等 |
| １ | 雇上費貸付申請書 | 第１号様式  別紙様式 | ・Ａ４両面  ・全て申請者本人が記入。（連帯保証人予定欄も申請者が記入。）  ・訂正する場合は、訂正印を押印。修正テープ不可。 |
| ２ | 貸付対象となる事業者等であることが確認できる書類 | ― | 事業所等の概要がわかる書類  ・定款  ・施設のパンフレット　等 |
| ３ | 保育業務環境改善計画書 | 第２号様式 | 保育補助者を新たに配置することにより、保育士の勤務環境がどのように改善されるか、具体的に記入してください。 |
| ４ | 保育士資格取得支援計画書 | 第３号様式 | 保育補助者の保育士資格取得のための支援方法を具体的に記入してください。 |
| ５ | 誓約書 | 第４号様式 | 保育補助者本人が記入 |
| ６ | 雇用契約書の写し | ― |  |
| ７ | 保育補助者の履歴書写し | ― |  |
| ８ | 連帯保証人の  ・市町村県民税課税証明書  ・所得証明書 | ― | 所得証明書の提出が必要な場合は以下の通りとなります。  (市町村県民税課税証明書に所得額の記載がない場合) |
| 9 | 個人情報の取扱い同意書 | 別紙様式 | 保育補助者、連帯保証人が署名捺印 |

**７　貸付の決定**

貸付の可否を決定し、申請者に審査結果を通知します。

**８　貸付の契約**

貸付決定後、貸付契約を締結します。

指定した期間内に、茨城県社会福祉協議会に来所して、借用証書及び

振込口座申込書等の書類を提出し、契約の手続きを行ってください。

**９　貸付金の交付**

貸付金は原則として年４回に分けて、申請者名義の金融機関口座に振込みます。ただし、初回は貸付契約締結後、振込みます。

　毎年６月、９月、12月、３月の年４回振込み予定

**10　契約の解除**

次の場合は貸付契約を解除します。

（１）借受人が貸付契約の解除を申し出たとき

（２）保育補助者が退職又は死亡し、かつ直ちに新たな保育補助者の雇上げを行わなかったとき

（３）保育補助者が心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなり、かつ直ちに新たな保育補助者の雇上げを行わなかったとき

（４）（２）又は（３）において、新たな保育補助者を雇上げても、保育士資格を取得する者又はそれに準ずる者として認めることが著しく困難であるとき

（５）その他保育補助者雇上費貸付の目的を達成する見込みがないと認められるとき

**11　貸付金の返還**

次の場合は貸付金を返還していただきます。

（１）貸付契約が解除されたとき

（２）保育補助者が保育士の資格を取得しなかったとき

（３）保育補助者が県内の保育所等において保育の補助業務に従事しなか

ったとき

（４）借受人が保育補助者に業務に従事させる意思がなくなったとき

（５）保育補助者が業務外の事由により死亡したとき、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

貸付金の返還が決定された場合は、返還事由が発生したときから、貸付を受けた期間の２倍に相当する期間内に、月賦、半年賦の均等払、もしくは一括払により返還していただきます。

返還期限までに返還しなかったときは、年３.0パーセントの延滞利子が発生します。

**12　貸付金の返還免除**

県内の保育所等において、保育補助者が保育の補助業務等に従事し、かつ貸付期間中又は貸付終了後１年以内に保育士の資格を取得した場合に、返還が免除されます。

**13　申請書等提出先・お問合せ先**

**社会福祉法人茨城県社会福祉協議会**

**福祉人材・研修部　保育補助者雇上費貸付担当**

〒310-8586

茨城県水戸市千波町１9１8番地

セキショウ・ウェルビーイング福祉会館3階

TEL：029-350-8366

FAX：029-244-4652

E-mail：　[jinzaiikusei@ibaraki-welfare.or.jp](mailto:jinzaiikusei@ibaraki-welfare.or.jp)

※平日午前9時から午後5時まで

※土日・祝日及び年末年始は休みです。